

新宿区高齢者緊急通報システムのご案内

65歳以上の一人暮らし等で、慢性疾患があるなど日常生活をするうえで常時注意を要する方のご自宅に無線発報器を設置します。家庭内で病気や事故などの緊急事態に陥った時に警備会社へ通報できます。

■対象者

65歳以上で、以下の要件をすべて満たす方

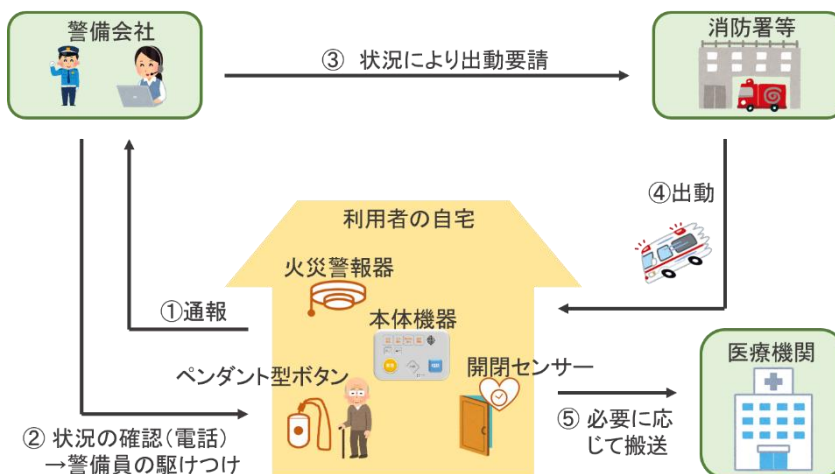
- ① 一人暮らしの方、または65歳以上のみの世帯の方
(日中・夜間に上記の状態となる世帯も可)
- ② 慢性疾患があるなど、日常生活をするうえで常時注意を要する方
- ③ シルバーピア(緊急通報装置が設置されている高齢者集合住宅)等に入居していない方

■内容

【ご自宅に設置する機器】

- 本体機器
- ペンダント 1個
- 開閉センサー 1個
(希望される方)
- 住宅用火災警報器 1個
(煙式または熱式)

※ 住宅用火災警報器を全居室に設置済みの場合、取り付けなくてもできます。



【通報の流れ】

緊急事態により本体機器またはペンダントのボタンを押した場合や、開閉センサーが一定時間利用者の動き等を感知しなかった場合に、警備会社から確認の電話が入ります。電話が繋がらない等の時は、緊急事態と判断し、警備会社・救急車等が出動します。

住宅用火災警報器が火災を感知した場合にも、同様の対応をします。

- ※ ペースメーカーをご利用中の方は、申請時にご相談ください。
- ※ 緊急時にそなえて、事前に、警備会社のご自宅の鍵を預かります。
- ※ ご自宅に固定電話がなくても、携帯電話があれば設置できます。

■費用（令和8年度）

設置時 2,700円（開閉センサーなし）

設置時 3,100円（開閉センサーあり）

- ※ ご本人が住民税非課税、生活保護または中国残留邦人等支援給付を受けているときは、設置時の自己負担が生じません。
- ※ 緊急時の電話連絡、回線確認の必要が生じた際に発生する通話料は、利用者の負担です。

■必要な手続き

以下の窓口で、申請書にご記入いただくなど、必要な手続きをしてください。

- ・ お近くの高齢者総合相談センター
 - ・ 新宿区福祉部 高齢者支援課 高齢者相談第一係・第二係、お近くの特別出張所
- 申請後、地域の高齢者総合相談センターの職員が、日程調整のうえ利用希望者宅を訪問し、実態調査を行います。

【問合せ先】新宿区 福祉部 高齢者支援課 高齢者支援係
電話：5273-4305（直通）
FAX：5272-0352